パブリックコメントの実施結果

意見番号	内容	御意見の概要	件数	対応方針
1	指定書 1　指定理由	御嶽山は、御嶽山麓から広範囲に東海地方まで命を育む水を湛え、山から海へと水を供給する源である。御嶽山の水源涵養の役割が麓の暮らしを支え、流域圏の防災面でも大切な山であることを＜公園指定書　指定理由 1について　P2＞に明記してほしい。	2	ご意見を踏まえ、指定書の基本方針に、御嶽山の水源涵養機能の重要性について、追記させていただきます。
2	指定書 1　指定理由	御嶽山は流域の大切な源流を生み出す山であることを指定理由に盛り込んでほしい。	1	ご意見を踏まえ、指定書の基本方針に、御嶽山の水源涵養機能の重要性について、追記させていただきます。
3	指定書 1　指定理由	御嶽山の自然環境は、景観という要素に留まらず、事実、中部一円の暮らしを支える木曽川流域の重要な水源地だということを、計画の根幹に含めていただきたい。	2	ご意見を踏まえ、指定書の基本方針に、御嶽山の水源涵養機能の重要性について、追記させていただきます。
4	指定書 1　指定理由	今回国定公園に指定される区域はすでに、長野県による御岳県立公園（S27）と岐阜県による御嶽山県立自然公園（H11）の指定がなされてます。そのため、今回の国定公園の指定理由には、従来の両県による指定ではどの点が不備だったのか、そして国定公園指定がなされることで今後はどういう事が可能になるのかを＜公園指定書　指定理由 1について　P2＞に指定理由として明記してほしい。	2	指定書及び公園計画書の記載内容については、『国立公園の指定書、公園計画書並びに公園区域及び公園計画変更書作成要領』（https://www.env.go.jp/park/doc/law/kouenkeikaku021.pdf）に基づき作成しているため、原案のままとさせていただきます。 なお、国定公園の指定経緯については、環境省において令和4年度の『国立・国定公園総点検事業』フォローアップ（https://www.env.go.jp/press/111196.html）において、最新の自然環境データ等を踏まえ、国立・国定公園の新規指定・大規模拡張の候補地として資質を有する14地域を選定しています。選定にあたっては、保護地域の面積の拡張だけでなく、保護管理の質の向上も必要であることから、国立・国定公園としての資質を有していると評価されたエリアについては、都道府県立自然公園の国立又は国定公園への格上げについても候補地に含めることにしており、御嶽山については、ご指摘通り、県立自然公園に既に指定されていましたが、新たな国定公園の指定候補地として選定されました。
5	指定書 1　指定理由	国定公園になるにあたって、どのように御嶽山を保護保全、そして利用していきたいのか、そのビジョン（理念）を具体的に共有し、意見交換できる協議会が今後も必要。既存の協議会のカタチではなく、流域地域ごとに官民連携で、公募で参加できる民主的な開かれた協議会を継続することを＜公園指定書　指定理由 1―④　地域社会との共存　について　　P2＞に明記してほしい。	2	指定書及び公園計画書の記載内容については、『国立公園の指定書、公園計画書並びに公園区域及び公園計画変更書作成要領』（https://www.env.go.jp/park/doc/law/kouenkeikaku021.pdf）に基づき作成しているため、原案のままとさせていただきます。 なお、国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
6	公園計画書 1　基本方針	高山の環境は、長い年月、人が入らないことにより成り立ってきた、本来なら不可侵で在るべき神聖な領域。特に三の池や、田ノ原湿原をはじめとした特別な環境は、一度壊したら元どおりに戻すことは、不可能に近い。観光の為のむやみな開発や、必要以上の土木施工、登山客の踏圧により誘引される、水による登山道の侵食等、環境負荷を最低限に留める方針を計画要項の中に示すのは如何か。	1	指定書及び公園計画書の記載内容については、『国立公園の指定書、公園計画書並びに公園区域及び公園計画変更書作成要領』（https://www.env.go.jp/park/doc/law/kouenkeikaku021.pdf）に基づき作成しているため、原案のままとさせていただきます。 なお、国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
7	公園計画書 1　基本方針	御嶽山の環境は、以前に比べると至る所で悪化してきており、従来の維持、保全を目的とした横ばいもしくは、環境が劣化していく形になりがちな管理ではなく、環境が再生し、より本来の美しい御嶽山の環境が取り戻されていく管理方法、私たちの誇りである御嶽山がより一層輝きを増していく形での観光の方向性を、国定公園の要項の中に、示して頂けないでしょうか。 （具体的には、既存の施設や、道路、登山道からの環境負荷軽減や周辺環境の樹勢回復等。質の高い体験活動とありますが、例えば、環境再生型のエコツーリズムや、市民参加型の継続的な登山道整備等）	1	指定書及び公園計画書の記載内容については、『国立公園の指定書、公園計画書並びに公園区域及び公園計画変更書作成要領』（https://www.env.go.jp/park/doc/law/kouenkeikaku021.pdf）に基づき作成しているため、原案のままとさせていただきます。 なお、国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
8	公園計画書 1　基本方針	国定公園になることで、これまでと何が変わるのか、何ができるようになるのか明記していただきたい。	1	指定書及び公園計画書の記載内容については、『国立公園の指定書、公園計画書並びに公園区域及び公園計画変更書作成』（https://www.env.go.jp/park/doc/law/kouenkeikaku021.pdf）に基づき作成しているため、原案のままとさせていただきます。 なお、国定公園の指定により、公園区域の拡張や特別保護地区の指定等による保護規制の強化、自然環境整備交付金等の活用による利用施設の再整備、さらにはブランド力向上などが期待されます。
9	公園計画書 1　基本方針	観光の為のむやみな開発や、必要以上の土木施工、登山客の踏圧により誘引される、水による登山道の侵食等、環境負荷を最低限に留め、現状以上に環境を破壊しないこと、及びむしろ回復させる方針を計画要項の中に示すことを強く望む。	1	指定書及び公園計画書の記載内容については、『国立公園の指定書、公園計画書並びに公園区域及び公園計画変更書作成要領』（https://www.env.go.jp/park/doc/law/kouenkeikaku021.pdf）に基づき作成しているため、原案のままとさせていただきます。 なお、国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。

10	公園計画書 1　基本方針	従来の整備、保全の在り方では唯一無二の太古から霊山として崇められてきたほどの美しく畏敬である御嶽の自然の在り方を崩してしまっている。 維持、保全を目的とした横ばいもしくは、環境が劣化していく形になりがちな管理ではなく、環境が再生し、より本来の美しい御嶽山の環境が取り戻されていく管理方法や観光の方向性を、国定公園の要項の中に示して頂けないか。	1	指定書及び公園計画書の記載内容については、『国立公園の指定書、公園計画書並びに公園区域及び公園計画変更書作成要領』(https://www.env.go.jp/park/doc/law/kouenkeikaku021.pdf)に基づき作成しているため、原案のままとさせていただきます。 なお、国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
11	公園計画書 1　基本方針	御嶽山の自然環境は、現状でも国定公園の指定を満たすほど素晴らしいレベルにあるが、過去の環境と比較するとその劣化の程度は著しい。例えば田ノ原駐車場から遥拝場へ至る歩道の両側には、かつては広大な湿原が存在していたが、現在はほとんど消滅している。雷鳥や高山植物も噴火の影響もあり、かつてより、減少している。 　従って、本計画の原案では、「保全」という言葉で現状維持しか計画の目的にしていないが、今回の国定公園指定にあたっては、単なる現状維持を目標とするのではなく、過去の良好な自然環境へ積極的に「改善、回復」させる事を＜公園計画書　1　基本方針　について　P1＞　に明記すべきである。 　実際に、すでに一部自然環境改善の作業を実施しており、改善の手段は存在している。今後、過去の歩道整備等による施設整備によって悪化してしまっている環境の改善も、本計画内で実施することを、予算面も含めて国としてしっかり取り組むことを明記してほしい。	2	公園計画書の記載内容については、関係機関等との調整のもと、現在の案となったものであり、原案のままとさせていただきます。 なお、国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
12	公園計画書 1　基本方針	本計画に則って、今後各種施設整備を行うことにより、自然環境の劣化が進むことも想定される。よって、現在の自然環境の状態を調査して把握しておくこと。さらに、例えば施設整備後10年を目途に、その自然環境が施設整備との因果関係によりどのように変化したのかを調査すること。そして施設整備の事後評価を行い、仮に自然環境の劣化が認められら場合には、施設を撤去し原状回復するか、それができないなら事後の環境改善作業を実施して、施設整備前の環境に回復することを＜公園計画書　1　基本方針　について　P1＞　に明記してほしい。 　例えば、田ノ原駐車場から、遥拝場までの「歩道整備」により、その両側の湿地環境は大きく劣化してきた。現在、環境改善作業を実施して回復に向かわせている。 　今後、今回の国定公園指定にともなう各種施設整備においても、過去のこの遥拝場への歩道整備にように、環境を悪化させた場合には、それを回復させる義務がある事を本計画内にあらかじめ明記してほしい。	2	公園計画書の記載内容については、関係機関等との調整のもと、現在の案となったものであり、原案のままとさせていただきます。 なお、国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
13	公園計画書 1　基本方針	近年の登山ブームにより、多くの登山者が山に登り、地元地域が活気づけられるのはいいことだが、登山道そのものや登山者が歩くことにより、山の環境が傷んでいることを登山者が知るべきであり、そのための教育・情報発信を計画案に盛り込んでいただきたい。	1	公園計画書の記載内容については、関係機関等との調整のもと、現在の案となったものであり、原案のままとさせていただきます。 なお、国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
14	公園計画書 1　基本方針	計画案では、「保全」という言葉で現状の環境の維持を計画の目的にしているが、既に山の環境が荒れて、傷んでしまっている状況であるため、以前のような本来の環境にしていくため、「改善、回復」を計画の中に明記し、活動を行なっていくべきである。	1	公園計画書の記載内容については、関係機関等との調整のもと、現在の案となったものであり、原案のままとさせていただきます。 なお、国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
15	公園計画書 1　基本方針	山の環境が海にまで影響を及ぼすことは広く知られており、山の環境だけではなく、流域全体を考えた計画を盛り込む必要がある。	1	公園区域及び公園計画書の記載内容については、関係機関等との調整を踏まえた結果、現在の案となったものであり、原案のままとさせていただきます。なお、御意見については、今後の公園計画の点検の際の参考とさせていただきます。
16	公園計画書 1　基本方針	御嶽山をはじめとする日本の高山は、降った雨や雪を大地に浸透・涵養し、地中の中でゆっくりと循環し、その流域全体に水を供給する重要な役割を担ってきた。 　しかし、近年の開発により、その環境が傷められ、涵養機能が落ちてしまっている。 　それは、例えばスキー場や高地へ続く道路、高地での現代土木的な建造物や駐車場等の設置であり、登山者による登山道でさえ、山における水の浸透を阻害する要因となる。 　本計画では、これら高山の機能と現代的な開発による影響を十分に考慮した上で、国定公園化することにより、傷んでしまった御嶽山の環境を保全するだけではなく、回復・改善する、という文言を用いて明確な目的を持っていただきたい。	1	公園計画書の記載内容については、関係機関等との調整のもと、現在の案となったものであり、原案のままとさせていただきます。 なお、国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
17	公園計画書 2　規制計画	御嶽山の大きな特色は、シラビソ？オオシラビソの亜高山帯針葉樹林から高山帯のハイマツ低木林と、垂直分布の見本園ともいえる連続的で原生的な自然景観であること。また、ライチョウ生息地としての世界的見地からも重要である。特別保護地区が山頂の局所的な範囲となっているため、継子岳西面の広大なるハイマツの低木林（樹海）、それ以下の亜高山帯針葉樹林を含めるなど、原案の第1種特別地域の全域にまで特別保護地区を拡大してほしい。	1	地種区分については、関係機関等との調整を踏まえた結果、現在の案となったものであり、原案のままとさせていただきます。なお、御意見については、今後の公園計画の点検の際の参考とさせていただきます。

18	公園計画書 2　規制計画	国定公園化に伴い、御嶽山の山頂付近のエリアは厳しい規制がかけられることが予想されるが、歴史と伝統ある木曽谷・御嶽山の風景を今後も維持していくため、これまでと同様の自由度で宗教建造物を新たに建立したり、古くなったものを修繕・再建したりすることができるよう、宗教建造物の建築に関する今後の取り扱いについては、地域内外の信徒団体、山小屋関係者、信徒を多く受け入れている地元の宿泊業者、御嶽教を扱う学術研究者などを広く交えて十分な議論を行い、国定公園化に伴う建築規制に一定の例外を設けるなどの取り扱いをするべきである。	1	御嶽山の山頂付近は現在、県立自然公園の第1種特別地域に指定されており、国定公園の指定にあたっては、山頂付近を特別保護地区として指定する予定です。 県立自然公園の際と、国定公園の地種区分が同一の場合、許可が必要となる行為や許可基準は同じです。 なお、御指摘の「宗教建造物」の指すものが何かは明らかではありませんが、例えば山頂周辺の宗教建造物の新改築等については、第1種特別地域から特別保護地区に地種区分が格上げされるものの、許可が必要な行為や許可基準が同じであるため、国定公園指定後もこれまでと同様の取り扱いとなります。 さらに、国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、指定後の許認可事務についても、引き続き長野県および岐阜県の判断により実施されます。
19	公園計画書 2　規制計画	特別保護区内の工作物、広告物には高さ制限を設けるという話があった。 今回の国定公園化は、文化や自然を守ると謳いながらも、その規制によって山岳信仰という文化の衰退を加速させる可能性があり、これはデメリットがメリットを大きく上回るように思われる。 特別保護区の見直し、御嶽山での規制緩和、特例を認めるなど、改めて議論すべき事案であるため、慎重に進めていただきたい。	1	御嶽山の山頂付近は現在、県立自然公園の第1種特別地域に指定されており、国定公園の指定にあたっては、山頂付近を特別保護地区として指定する予定です。 地種区分については、関係機関等との調整を踏まえた結果、現在の案となったものであり、原案のままとさせていただきます。 なお、県立自然公園の際と、国定公園の地種区分が同一の場合、許可が必要となる行為やその許可基準については、同じです。 また、御意見のあった山岳信仰に関する工作物、広告物については、山頂付近の地種区分は第1種特別地域から特別保護地区に変更されるものの、許可が必要な行為や許可基準が同じであるため、国定公園指定後もこれまでと同様の取り扱いとなります。 さらに、国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、指定後の許認可事務についても、引き続き長野県および岐阜県の判断により実施されます。
20	公園計画書 3　事業計画	本計画では運動施設などを含む多くの公共施設の新設が提案されているが、これらの建設及び運営の負担が町村にのしかからないように配慮をしていただきたい。そもそも新規施設の建築の必要性があるのかについても再度の試算と慎重な検討をお願いしたい。	1	事業計画の内容については、関係機関等との調整のもと、現在の案となったものであり、原案のままとさせていただきます。 また、今回の利用施設計画は、大部分が既存施設を公園計画に位置付けるものです。 なお、国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
21	公園計画書 3　事業計画	国定公園化にあたり、道路・宿舎・運動施設は本当に重要で必要なものであるか、未来に残すものとして私たちはその責任を取ることができるのか、という視点をもとに改めて検討してほしい。	1	事業計画の内容については、関係機関等との調整のもと、現在の案となったものであり、原案のままとさせていただきます。 また、今回の利用施設計画は、大部分が既存施設を公園計画に位置付けるものです。 なお、国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
22	公園計画書 3　事業計画	休憩所・避難小屋・園地、テニスコートやパターゴルフ場の計画に関して、山中でのこうした施設の建設は自然本来の土の中の水や空気の動きを停滞させ、環境破壊の他、土砂崩れ等の災害をも誘発する恐れがあり、在来の希少な動植物を保護の観点から控えるのが望ましい。	1	今回の利用施設計画は、大部分が既存施設を公園計画に位置付けるものです。 なお、国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
23	公園計画書 3　事業計画	公園計画における避難小屋、休憩所、宿舎の必要性とその数量の見直しを求める。 特別保護地域に指定される御嶽山の山頂周辺は「特徴的な地形、景観及び生態系の厳正な保護を図る。」場所とされています。また、山頂に至る各登山道周辺は第1種特別地域として「現在の景観を極力保護する」とされています。しかしながら、その内に5つの宿舎、8か所もの避難小屋の建設が計画されており、新たに指定された地域の方針が達成できるとは考え難い。	1	事業計画の内容については、関係機関等との調整のもと、現在の案となったものであり、原案のままとさせていただきます。 また、今回の利用施設計画は、大部分が既存施設を公園計画に位置付けるものです。 なお、国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
24	公園計画書 3　事業計画	事業計画の中で、ネイチャーポジティブ（自然再興）への配慮がある工法を取り入れ、施行にあたることを支援、推進することを＜公園計画書　3、事業計画（1）施設計画について　P21～31＞に明記してほしい。昭和時代の開発で御嶽山の本来の自然のポテンシャルは酷く変化した。王滝口で取り組んだ雨水を大地に浸透させるという登山道や雨落ちの整備は高層の山に適しています。現代土木でU字溝で水を1箇所に早く集める手法は、山間部では下流域の急な増水や災害につながることは、近年明らかになっている。	2	事業計画の内容については、関係機関等との調整のもと、現在の案となったものであり、原案のままとさせていただきます。 なお、国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
25	公園計画書 3　事業計画	旧チャオ・スノーリゾートを起点とする登山道が公園計画書の歩道として記載されていない。正式に登山道として認識されてほしいので公園計画書に記載してほしい。また、可能ならば荒れ気味の登山道をもう少し整備してほしい。	1	当該路線については、登山口が現在閉鎖されている旧チャオ・スキーリゾートの敷地内に位置していることから、公には立ち入ることが認められていません。また、関係機関等との調整の結果、当該路線は今後登山道としての利用を想定しておらず、現状復旧する方針となっていることを踏まえ、原案のままとさせていただきます。

26	公園計画書 3　事業計画	貴重な高層湿原に不可欠なミズゴケをはじめとする動植物（雷鳥、高山植物、昆虫や粘菌なども含む）の分布状況の現状把握と長期的な観察と分析および対策をしていくことを＜公園計画書　（2）自然体験活動計画　ア、山頂地域　について　P34＞に明記してほしい。	2	貴重な高層湿原に不可欠なミズゴケをはじめとする動植物（雷鳥、高山植物、昆虫や粘菌なども含む）については、既に公園計画書に重要な資質として記載しております。また、公園計画書の記載内容については、関係機関等との調整のもと、現在の案となったものであり、原案のままとさせていただきます。 なお、国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
27	公園計画書 3　事業計画	毎年県内外から多くの人が、笹の原になっている田の原湿原の笹刈りや登山道整備のため、ボランティア活動に訪れる。このような「自利利他」の活動は、信仰の山である御嶽山にふさわしく、奉仕活動を支援、推進することを＜公園計画書　（2）自然体験活動計画　ア、山頂地域　について　P34＞に明記してほしい。	2	公園計画書の記載内容については、関係機関等との調整のもと、現在の案となったものであり、原案のままとさせていただきます。 なお、国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
28	公園計画書 3　事業計画	＜公園計画書　（2）自然体験活動計画　エ 地域ごとに促進する自然体験活動（ア）山頂地域＞に、飛騨頂上に至る登山道の維持管理体験について言及されているが、黒沢口側に関しても各山小屋と連携した登山道整備の体験等を進めてほしい。	1	国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
29	公園計画書 3　事業計画	＜公園計画書　（2）自然体験活動計画　エ 地域ごとに促進する自然体験活動（ア）山頂地域＞に、田の原湿原再生に係わる登山道の改修について言及されているが、登山道だけではなく施設や駐車場付近の改修・再生についても触れてほしい。自然環境に配慮した駐車場づくりなどを検討してほしい。	1	事業計画の内容については、関係機関等との調整のもと、現在の案となったものであり、原案のままとさせていただきます。 なお、国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
30	公園計画書 3　事業計画	今息づく美しい自然の織り成す景観と自然の循環機能を壊すことの無いよう充分に配慮された視点と技術が伴った最小限の整備が成されることが大切である。	1	今回の利用施設計画は、大部分が既存施設を公園計画に位置付けるものです。 なお、国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
31	その他	御嶽山に、遭難事項防止や動植物保護のために張られているロープについて、景観を損ねるだけでなく、自然と相反するものであるため、現場を十分に視察し、個別に必要性を決定すべきである。 現状維持を望んでおり、その上で、希少植物周辺にはロープを追加するなどの措置が妥当である。	1	国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
32	その他	国定公園になるにあたって、どのように御嶽山を保護保全、そして利用していきたいのか、そのビジョン（理念）を具体的に共有し、意見交換できる協議会が必要。既存の協議会のカタチではなく、地域ごとに官民連携で、公募で参加できる民主的な開かれた場であってほしいです。	1	国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
33	その他	御嶽山は長野県と岐阜県の2県にまたがっており、観光客にとって両県で共通した「観光・案内標識」や「案内の指針」が必要で、今後、両県の関連団体間の相互関係を密にした公園計画が必要があると思われる。まずは県や環境省が主導的な立場となって会議の開催などを取りまとめて頂きたい。御嶽山は2県（長野県・岐阜県）の4自治体（木曽町・王滝村・高山市・下呂市）のそれぞれに観光地が点在していますが、「御嶽山は1つの山」であるとの認識で、自治体別の観光案内というよりは、「エリア別」「カテゴリ別」という分類での貢献計画も一案かと思う。	1	国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
34	その他	市民の声が、御嶽山の観光の方向性、環境保全、維持管理の方向性に少しでも反映されるよう、報告会や、傍聴会、交流会等、御嶽山麓が、より良く在る為の意見交換の場を設けて頂きたい。	1	国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
35	その他	市民の中にも様々な専門家、視点をもった方々や御嶽山を母のように誇りに思ってきた地元民がいる。 その方たちの意見や活動が御嶽山の観光の方向性、環境保全、維持管理に反映されていくよう官民ともに歩めることを望む。 そのために、事後決定後の報告会や説明会ではなく、定期的な傍聴会、交流会等、御嶽山麓がより良く在る為の意見交換の場を設けて頂きたい。	1	国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
36	その他	近年、残雪期になると「ドラゴンアイ」という言葉に釣られ、三ノ池を見ようと多くの登山者が訪れるようになり、マナーを欠いた人も増えた。このため、三ノ池を望む五の池小屋の前には、御神水である三ノ池がどういった存在であるかを教育する立札を設置し、その後ろにはロープを張り侵入を禁止するなどの処置が必要あり、報道や広告における「ドラゴンアイ」という言葉の規制も考えなくてはいけない。	1	国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
37	その他	新規事業の予算が、御嶽山の自然を損なうことなく使われることを願う。御嶽山に関わる人達の意見交換や情報共有ができる協議会を設けてほしい。 地域ごとに部会があると、より深い議論ができると思う。	1	国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。

38	その他	御嶽山そのものの環境に限らず、その流域全体に影響を及ぼす計画であるため、これから行われる開発事業について、官民学、幅広い人々が関わる協議会を立ち上げ、その事業の環境への影響や有効性を話し合い、決定していく場が必要である。	1	国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
39	その他	山岳信仰の山として、強力（ごうりき）といった特殊な職業もかろうじて引き継がれている。彼らの意見を尊重したうえで、体験や学習プログラムなども実施されると、今後も御嶽山の山の魅力が引き継がれていくと考える。	1	国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
40	その他	登山道を歩く人のマナーなどを周知するのも大切であると考える。自然に配慮した山の歩き方（木の根を踏まないなど）を周知することで、ただ登山しにきた外部の人間という意識から、自分も山に関わる人であることを認識してほしい。	1	国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
41	その他	御嶽山の自然環境や歴史を学ぶこと、体験すること等ソフト事業に力を入れてほしい。すでに、活動している団体は、たくさんあるため、ぜひ、連携、支援、推進してほしい。	1	国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
42	その他	御嶽山の国定公園化によって、御嶽山の「自然」「文化」「歴史」が末永く、大切に守られていくことを願っており、「三ノ池の保護」をお考えいただきたい。	1	国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
43	その他	御嶽山が国定公園になることで、信仰している人たちが排除されることがないようにしてほしい。たとえば、特定の場所にお詣りに行けなくなるなど。	1	国定公園化によって、これまで参拝が可能であった場所へ立ち入れなくなることは、現時点では想定しておりません。
44	その他	公園計画書のエ 自然体験活動計画に「地域の地形・地質・景観・文化等を活かし質の高い自然体験活動を推進する。」と記載がありますが、他の国定公園の山域同様ライチョウに足環をつけるのか。 雷鳥は古来より「神の鳥」として大切にされ、御嶽山でも普寛行者を山頂に導くために案内した「神の使い」として御嶽山の山岳信仰の文化としても非常に大切にされている。	1	御嶽山において、現時点でライチョウへの足環装着を実施する予定はありませんが、具体的な保護対策については、今後、関係機関及び関係者との調整のもと検討される予定です。
45	その他	雷鳥の保護に関して、雷鳥は御嶽山では、神鳥（かむどり）とも呼ばれており、信仰においても重要なポジションである。足輪を付けるなど人が管理すべきではなく、神鳥として扱いながら、雷鳥の御嶽山での捉え方などを知ってもらうえるような取り組みをしてほしい。	1	御嶽山において、現時点でライチョウへの足環装着を実施する予定はありませんが、具体的な保護対策については、今後、関係機関及び関係者との調整のもと検討される予定です。
46	その他	ライチョウの足輪については反対である。 理由は、御嶽山は山体自体が御神体であるということ、またそれに付属するライチョウにおいても、神鳥（かむどり）と呼ばれる大事な信仰対象物のひとつであるからである。 本来取り組むべき保護活動は、足輪を付けて管理するということよりも、噴火によって失われたハイマツ帯の更新を進め、天敵から身を守るための生息場所を広げてあげるのが、何よりも重要なことではないかと感じている。	1	御嶽山において、現時点でライチョウへの足環装着を実施する予定はありませんが、具体的な保護対策については、今後、関係機関及び関係者との調整のもと検討される予定です。
47	その他	御嶽山の登山道について、何か新しく大きな施設を作ったり環境の負荷になるものを作るのではなく、信仰の山としての歴史や伝統を残していけるような保護を行っていただきたい。	1	今回の利用施設計画は、大部分が既存施設を公園計画に位置付けるものです。 なお、国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
48	その他	環境保全のためにも入山料の徴収をすることを是非検討していただきたい。	1	国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
49	その他	御嶽山には貴重な動植物が存在するが、それらは、生物多様性の繋がりの中で生きている。何か一種類を保護するという発想ではなく、繋がりのある環境を大切にしてほしい。本来の御嶽山の自然はもっと豊かであったと思う。 現状を保全、保護するだけでなく、回復、再生に力を入れていくことを推進、支援してほしい。	1	国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。
50	その他	御嶽山は、御嶽山麓から広範囲に東海地方まで命を育む水を蓄え、山から海へと水を供給する源である。 山が雨水を蓄えられる機能の再生は、防災の面でも要であることを深く心にとどめてほしい。	2	国定公園の管理運営は都道府県が担うこととされており、御意見については、今後の国定公園の管理運営施策の参考とするため、長野県及び岐阜県に共有いたします。